

三次市会計年度任用職員（日々雇用）受験案内

職種の概要	地域子育て支援センター保育士 三次市地域子育て支援センター保育士を確保する目的で設置する職であり、地域子育て支援センターの運営を担います。
募集人数	パートタイム（日々雇用）：8人程度
申込受付期間	令和8年1月26日（月）午前8時30分から 令和8年2月13日（金）午後5時15分まで
業務内容	三良坂地域子育て支援センター「みつばち」の業務全般，施設管理，ネウボラみよし事業
受験資格	次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。 - 令和8年4月1日以降に日々雇用登録可能である人 - こども家庭支援課（三良坂地域子育て支援センター）から勤務の依頼がある場合に、パートタイム（1日あたり7時間45分まで、かつ1週間あたり15時間30分まで）の勤務が可能である人 - 保育士の資格、または幼稚園教諭の免許状を有する人 ※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。 - 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 - 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
受験手続	- 提出書類 <u>履歴書（申込書）【指定様式】</u> 必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を所定の位置に貼ってください。 - 資格を証する書類の写し 受験資格3を有することが分かる書類の写しを提出してください。 - 提出方法・期限 - 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は受付しておりませんので注意してください。 - 郵送 提出書類を角形2号封筒（24.0cm×33.2cm）に入れ、封筒の表左下に赤字で「日々雇用登録試験申込（地域子育て支援センター保育士）」と書き、裏に差出人の住所・氏名を明記し、郵送してください（申込受付期間内必着）。 ※提出された書類等はお返ししません。
試験	- 令和7年度に地域子育て支援センター保育士として勤務実績のある人 これまでの勤務実績・態度及び能力等を考慮して選考します。 - その他の人 面接試験（個人ごとの面接による口述試験，約10分） ※日時・場所については、受験申込者に別途連絡します。

審査・合格～登録	審査	合否については、これまでの勤務実績・態度及び能力等を考慮し、書類選考等による総合的な審査により決定します。
	合格発表	令和８年２月２７日までに、受験者全員に合否の結果を文書で通知します。なお、電話等での合否の問い合わせにはお答えできません。
	名簿登載（職種別）	試験合格者は日々雇用登録者名簿に登録されます。日々雇用登録者名簿登録期間は、令和９年３月３１日までです。 ※受験資格を満たさない場合は日々雇用資格を失います。
任用	繁忙期や業務量等を考慮し、常勤職員（又は当該職の職員）が休暇や出張等により不在となり、代替職員が必要となった場合や、緊急的な業務が発生した場合等において、名簿登録者の中から、適応性・勤務希望時間・地理的条件・職歴・技能等を踏まえ、適当な方を選定して任用します。 任用の際は、こども家庭支援課（三良坂地域子育て支援センター）から電話等の連絡手段により、勤務を依頼します。	
個人情報の取り扱い	履歴書（申込書）等に記載された個人情報については、この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限って使用します。	
主な勤務条件	登録期間	令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで ※条件付採用期間有
	勤務場所	三良坂地域子育て支援センター「みつばち」
	勤務時間	１日につき７時間４５分まで、かつ１週間あたり１５時間３０分までの間で、こども家庭支援課（三良坂地域子育て支援センター）から勤務を依頼した期間 ※公務のための臨時又は勤務の必要による時間外勤務有
	休日	なし
	休暇制度	なし
	給料・報酬	（福祉職給料表１－１２号給） 日額１０，３７７円（時間単位で勤務する場合：１，３３９円）
	手当制度	時間外勤務報酬，通勤手当相当費用弁償ほか
	福利厚生	災害補償
	服 務	地方公務員法第３０条から第３７条の規定が適用されます。
	分限・懲戒	地方公務員法第２８条（分限）及び第２９条（懲戒）の規定が適用されます。
申込・問合せ先	〒728-8501 三次市十日市中二丁目８番１号 三次市子育て支援部こども家庭支援課育児支援係（市役所東館２階） TEL 0824-62-6148 FAX 0824-62-6300 受付時間：月～金曜日の８：３０～１７：１５（祝日を除く）	

※任用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は、その規定に従います。